



414
A2238



日本政府横濱又を其他便利なる地として新なる
金銀鑄造所を設け工業をささぐんと欲し且
其新なる鑄造所にては其工務の適宜なる
を得べきものなり日本政府と日本ニ在るラリオン
タルバンク會社の代人と其を兼て右の工
務を行ふ適宜なる人にては雇用人をせよ

大正十一年四月

契約—多々同リ記名の者右番社に代りて此の
件—と日本政府の熟考に供す

士官英國より來り直ニ日本政府の指揮を受
るゝあらハ其士官バンクとの關係全く絶ゆり
をもつて其受るに不都合ニ良法なる處—といハ
ヤハ終ニ其要用なる支務を全く成功—ト且
金銀鑄造所の益を十分ニ生ずるを能ハさる

應—〇日本金銀鑄造所の名を復—ト以て
の惡弊を改め向後外國人—より保障を受る
事かあり—ト以て採用を爲す金銀の品位を
常—ト一宣かり—ト日本に在る外國人—就中
近傍諸國の士民を満足から—ト知日本の新
かる鑄造所より造り出さる貨幣ハ常ニ確定
の價あり—トありと證—ト人—と考へハ新—吹

の貨幣の價を賣りしむるに當るは實直の
名あり外國人の新なる請造所の取扱方成
委任するに必要ありし

如契約方の諸事と委細に記載せしむるは
今此書と中のと盡くは不足の處ありしと
先づ其大畧を舉げて人の金銀請造所の取
扱方をあしむるに依るは五年間外國に

然るはバンク又る会社と契約を定め其バンク又ハ
会社ハ其取扱方を全く委任し特ニ命せられし
る高貴なる日本士官其監察を著し其
外國のバンク又る会社取扱方を委任するに付
てハ外國人なりとも外國人ならざるも請造所ハ
勤務する諸人を命し又を委任するの權其外
其のバンク又る会社ハ其旨趣と違ふるを為し

切要なりと思へる有許をか、且法則を立るの
権を授く下

金銀鑄造所の護衛と其内不収め多る金銀の
類り方とハ金く日本政府の権不ありと雖も右公
然方カバンク又カ會社と政府より不不収め多る
と欲むる貨幣と交取り鑄造所不關係ト要
用なるカハ所假の費用なるカ爲の考不其算計

をカ一玉爲一

政府より其用カ極印と貨幣の量目と性質
を定むるカ一是カの定ハ一度定むり一止む
更ニ相考の報告を不不ありカハ想りカ
交易カ極ウリカあり

記名の者ノ考ありカハ一新次銀貨幣の定位
ハ是是可ドレラカ一一度目一カ一カ一カ一

墨是可ドルラレも六抵音く六下万國不知其波
り通用此の貨幣ニ一之莫吉利會社小之取扱
を有する墨是可金銀鑄造所小之次立り所
かりの墨是可ノ金銀鑄造所小之鏡ハ終り日本
の貨幣を確定し日本を以て此支那を外の地子
玉る迄レメキシコトルラレを終ニ壓倒し日本の為ニ大益を
生し日本を一之海外の各國より皆敵を一矢人と

するハ貨幣の性質善良なるの程ありと其價
宜しきを以てと墨是可トルラレよりも更ニ好種なる
多かく更ニ惡種なる多し其の三人を切要なる
基礎ありとし日本銀貨の地位をメキシコトルラレよりも
更ニ善ありしとす日本より其ありと要さすは海分
の富と損失一又銀貨の地位を墨是可ドルラレ
より更ニ惡ありしとす此ハ其銀貨の通用すこと

日本に限りたる紙幣一分紙幣を輸出せざることを欲す
を欲解せしむるを切要と爲す不爲る爲し之の果
に於て海外に通用する貨幣あり、一國の大益
と爲る爲しと、一國内通用の紙幣あり、貨幣
の乏かる時を方今の如く日本にて其鑄造の費用
を損失し、且其貨幣を日本より輸出せしむる
貨幣をなすざる貨財より、亦其價値

減する事あり

銀貨の定位を半分の四分一、十セント、五分、
一、五分紙幣、一國內の通用の紙幣をなす
あり、且鑄造の費用も大なる爲し、亦其
性質より、定位の貨財に平均するを要と爲す
其鑄造の費用も亦半分の四分一、其性質より、
其真價値

紙幣の発行は比し一紙一銭に過ぎざるを以て
紙貨定額の十倍に均しき金貨定額を以て共小
用者正を為し得るべしとすも金貨定額を
用ゆりハ更ニ向後決定するを宜しむる所なり
記名の者の考ある事ありの金と紙との定額を
若ニ兼ね用ゆれば日本にて各々其價ニ從て此れ
を輸入し得る之益あり此法にて金ありとも紙を

りとも其時不考り價の低す方を撰む所の
利益を小價の金貨より得る利益より得る
大なりと見做すの金と紙との定額を共小日本
外於て國法は紙貨負債額方不用の處
ものとして小價の紙貨を五十ドル以下金の
負債額方不用の處
ありし所を以て紙貨の費用の多きを定め常不欠人

の要不應—金財を金債に代替—張財は
張債に代替し尤も其代替の期日を豫
しめこれを定め玉ふに其代替の費用
として取る金が多過ぎぬ又ハ少過ぎぬ
ときハ三月前より布告—玉ふハこれを改
むる—を以て—とて先づ踏造を始むる
事—其節三分より少からざる—

と云ふ形として踏造—多る張債ハ其質善
良不過ぎ多るを—つて其量目と性質とを
是に是可—と云ふ—減少を以て—金債の
雛形も又其質善美不過ぎ多るをもつて相
かる割合をもつてこれを減少を以て—
踏造所を造立するに好地を擇むる—極め
て—から事—踏造所を造立する地不同—

金銀の價大に増減あり値を騰貴するの地失
れれば不利益ある其良好なる地は成る處く
より海濱に近くして幣財初めを爲す
港より直に騰貴するより更に陸路運輸
又ハ海路運輸の費用又ハインシエランス
結合の費用
おののらるる處

幣財の費用を省く一貨幣を造るに
手留取らるる事柄を騰貴する所の害となり
時ありては騰貴する所の工業を急り一
然らば利益を得る地は少くもなり一
の騰貴する所を其他の諸事柄の如く費用不
利益係るものあり一其益多き事は騰貴盛大
となり其益は少くもなり一騰貴衰微となす一
能く騰貴する所の工業を急り一
能く騰貴する所の工業を急り一

此札を研宄し之際より聲火の費用を増
在徳事定又孫防無慮

横濱を外國より初めて来着る港にして
貿易の最盛大なる地方なるもつて隣造亦之
横濱ニ造立を願ふ一輩は大阪も其企ありて已不
其費用を差出さざるもつて大阪も此れを造立
せんと欲し況と起る願うに横濱も隣造亦之

造立を此れハ種々大益を生ずる事無論なる
在待は大阪も隣造亦之造立を此れハ因介与
横濱との間の運賃又あるインセンシブ等の費用
を生ず一旦利益の時月を費し全國の通商貨幣
一永久莫大の租税を収るるを願ふ一尤皆
小利を造立を此れハ其租税更に減少を願ふ
といふと由記名の者ハ江戸も此れ隣造亦之造立

るを勤めざるなり

ワシントンバンク会社と不契約を結ばん者
此ら小記名の者先づ英吉利に在る其支配
人の承諾免許を更申し上にあつたれば其
契約取結方を行ふと能はばといふも記名の
者の思ふ所して其陸造所にての契約
及び給料は分る二種と分る一は平生の労功不報

ハ一陸造の言ふ不関係するを基本とす
以て該議不及とす一は厚く首を記名
の者日本政府ニ告知其平生の労功
報を給料の言ハ一は年一萬ドルとす
又陸造の言ふ不関係する附金ハ陸造
貨物担當の一分とす一は為る一の割合あり
世話料あり一は陸造を死せしむるに

一々年の給料二万ドルにありて、
同様の割合を有し、
此の給料更なる多量なるを要せしむ

請造所の本費ハ日本政府より
お費方其所にて工業及
人の負致ニ應一因一ありたり
蓋し請造所不属一担作の勘定ハ
日本士友

の覧不備ハ何時にも日本士友
一白銀一〇バンク不を
雇主不の掛布外國人
雇入をさるる為一日本貨幣と
日本の法律に充分ニ確定せ
特權を保し其權を記すものハ
ハ罰方と命するの法を設くる
時日と移る

銀行

新小樽造船所を有する事、故に急ぐ事及び
差向日本貨幣と要する時方今の日本
造船所にて條約を掲ぐる貨幣の量目
及び性合を固りて是等限百三十四ダレントロイ
純銀九分の割合ありは是等と之通貨貨幣を
次立の銀行、○ヨリーシタルバンク、今社と之約定

整い、上を其約定と公認の新貨幣を
布告を在、右造船所と外國の公認の銀行
又、今社を在、一可を日本政府、今中述り
記名のみの政府の威を減させ人と企かり
あらん

歐羅巴、巴、右のて、其契約にて貨幣を造る事
平常、と其威合、印度、今用ゆる、銅、鋳

の夥しき言を美國中へ購造する経済に方
る所をかり

前の件をよきあはれ小造述を為す事等要用の
質向あは告知を願へ茲に別紙算計書と添付

ワリントンタルバンク会社の
アクチング、エゼント
コベルトソン

別紙

墨是可ドルルのゆくま耶をこ通稱する日本
貨幣をこいて日本の益をなす且目をたこ工
外國人よの勘定より日本貨幣を用ゆるハ
方今の貨幣と金等勘定をこより日本に
て墨是可ドルル百銀を一分銀二百箇个に
あり、また古の二百箇个の一分銀と墨是可ドルル

同様、その邦友の日本に通用する新鑄貨幣は、
鑄造するに当り、日本にドル百枚を分銀
二百十不より餘分を與ふに及ぶる處、若の
二百十不をドルに代るべき貨幣百枚を浪
質あまひかりの道理よそ、外國のドルを消
失し、日本の貨幣、自國のとなりに外國の貨
幣ともなるべし。然る時、是是可ドルと同様に

その邦其他の國にも通用するべし

右貨幣は、是是可として鑄造し、ドルたるを
日本に鑄造するに當り、貨幣たるもの名をいふに
但し、若し其の内、安直の方程、通用する
假令、日本より英國に拂ふ處に、一萬ホン
ドステリングの負債、今を分銀二百十不の
割合、その是是可ドルと當入るべきものにて

其負債と拂ふ時ハ一ドルラルの四シリングセペンス
ある日本としてきく銀十四万八千三百六十二円と
拂ふと要する

右方ホンドステルング四シリングセペンスの宛りとして
四万二千六百六十二ドルラルなり其を銀
二百半鎊の宛り十四万八千三百六十二鎊
とかなる

新債幣ドルラルの代りよなり右同様とは
して其債幣をもちて四シリングセペンスを買
上る時日本として拂ふべき一円銀の自銀より
ドルラルより等しき新債幣四万七千七百五枚
より買しよとせ

百ドルの一分銀六千二百の時の新債幣四万
七千七百五枚一分銀十四万八千三百六十二

換ふ當り
今四ツリング七ペニ
零五枚と算計する時日本より
九百ニポンドステルリングを英國へ拂ふ
則其當然拂ふべき高うも九百ニポンドス
テルリングと算計する時日本より此損失と
算計の債幣の送還方より日本より此損失と

送らる事一難一又日本の債幣國中を通
用する間、それを送らる事出来ざる
如何なるに日本より負債ある時日本より
幣を換ふるに拂ふるを以て
日本の債幣と支那のドルとの如く通用
する間、日本の金貨を説明せん
日本の債幣と支那の金貨との送りに

其より、英國より送り掛ひし事と推察
されし事

支那より百枚、身七十七テールの割合より四万七
千七百五枚と推れ、其テールの数、一万七千七百
二十ニテールとあり、且一テールをもけて六シ
リングニペンスと賣上れをポンドステルリングの数、万
一の四百八十ポンドステルリングの高とあり、日本より

掛り事と要する高より、千四百七十八ポンドス
テルリング餘分がある、右金高の内より日本
より金を支那に送るに費及、同一所にて其事
と取扱ふより、掛り事と世活料を引たる事を
要す、——世に費と世活料とを要計せしむる
事、
其事と推察し、是れ大なる感益となる、——

左の部は、ドルレルの部、七千七百七十五枚
の部、角、七千七百七十五枚、右の部、三万二千六百七
十八テールの部、代る部、是を六シリングニペンスの
割合をも、同替まはさる部。五百二十四ポンドステリング
みちる部

右の部は、ドルレルの部、七千七百七十五枚、其部をも
同替まはさる部、七千七百七十五枚、右の部、三万二千六百七
十八テールの部、代る部、是を六シリングニペンスの
割合をも、同替まはさる部。五百二十四ポンドステリング

右の部は、ドルレルの部、七千七百七十五枚、其部をも
同替まはさる部、七千七百七十五枚、右の部、三万二千六百七
十八テールの部、代る部、是を六シリングニペンスの
割合をも、同替まはさる部。五百二十四ポンドステリング

右の部は、ドルレルの部、七千七百七十五枚、其部をも
同替まはさる部、七千七百七十五枚、右の部、三万二千六百七
十八テールの部、代る部、是を六シリングニペンスの
割合をも、同替まはさる部。五百二十四ポンドステリング

右の部は、ドルレルの部、七千七百七十五枚、其部をも
同替まはさる部、七千七百七十五枚、右の部、三万二千六百七
十八テールの部、代る部、是を六シリングニペンスの
割合をも、同替まはさる部。五百二十四ポンドステリング

右の部は、ドルレルの部、七千七百七十五枚、其部をも
同替まはさる部、七千七百七十五枚、右の部、三万二千六百七
十八テールの部、代る部、是を六シリングニペンスの
割合をも、同替まはさる部。五百二十四ポンドステリング



